

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 入札対象基地局の開設に関する計画の認定関係

1 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であり、かつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるものうち、無線局の免許の申請を行うことができる者を入札又は競り（以下「入札等」という。）により決定することが無線局に使用させることとする周波数の電波の経済的な価値の十全な發揮に資すると認められるもの（以下「入札対象基地局」という。）について、入札対象基地局の開設及び入札等の実施に関する指針（以下「入札開設指針」という。）を定めることができることとする。

（第二十七条の十七の二関係）

2 入札対象基地局を開設しようとする者は、入札対象基地局の開設に関する計画（以下「入札開設計画」という。）を作成し、その入札開設計画の認定のための入札等に参加するため、これを総務大臣

に提出することができることとする。

(第二十七条の十七の三関係)

3 総務大臣は、入札開設指針に照らし適切なものであると認められる入札開設計画を提出した者のうち保証金を提供したものを参加者として、入札開設指針の定めるところにより、入札等を実施し、そこで最も高い価額を申し出た参加者を落札者又は競落者として決定し、その者にその旨を通知することとする。

(第二十七条の十七の四関係)

4 総務大臣は、3により通知した落札者又は競落者が提出した入札開設計画について、周波数を指定して、当該入札開設計画が適当である旨の認定をすることとする。

(第二十七条の十七の五第一項関係)

5 4の認定を受けた者は、落札金を国に納めなければならないこととする。

(第二十七条の十七の五第三項関係)

6 総務大臣は、4の認定を受けた者が正当な理由なく入札開設指針に定める納付の期限までに落札金を納めない等の場合には、入札開設計画の認定を取り消すことができることとする。

(第二十七条の十七の八第一項関係)

7 その他規定の整備をすること。

二 その他

罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

(附則関係)

一 この法律の施行期日等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。